

# 青森県報

第二千八百七十号

平成十九年  
十二月十四日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

青森県褒賞規則により褒賞された者……………(総務学事課) ……一  
町区域の変更……………(振興課) ……四

### 公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……四  
換地処分……………(農村整備課) ……六

### 選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……六  
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……六  
政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……七  
政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……七  
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出……………(同) ……七  
人事委員会……………(職員課) ……八  
人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則……………(職員課) ……八

## 告 示

青森県告示第八百五十二号

青森県褒賞規則(昭和三十三年二月青森県規則第十五号)第二条第一項の規定により次のとおり褒賞を行ったので、同規則第十一条の規定により告示する。

平成十九年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

平成十九年十一月二十六日に行った褒賞

尾 張 つ ま

多年婦人子供服仕立ての業務に従事して技術の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

笹 原 留 信

多年西洋料理の業務に従事して技術の向上に励み、また後進の指導育成に努めるなど、業務に精励し、まことに他の模範であります。

熊 野 清 市

多年町議の職にあつて、公共の福祉の向上に尽くし、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

川 村 一 榮

多年町代表監査員として、監査制度の適正な運営及びその実施に努めるなど、地方自治の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

鶴 谷 宗 一

多年村教育委員会委員長等として教育環境の整備充実に努めるとともに、児童生徒の訓育に尽くし、教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

櫻 庭 せ っ こ

多年私立専門学校長等として、生徒等の訓育に尽くし、教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

藤 原 昌 二

多年子ども会の指導運営に尽くし、また関係団体の要職にあつて、児童の健全育成に努め、社会教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

多年書道関係団体の要職にあつて、書道の普及と後進の指導育成に努めるなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

櫻庭 久  
「雅号 鶴峰」

故山 本 三  
「中村 芝福」

多年日本舞踊関係団体の要職にあつて、日本舞踊の普及と後進の指導育成に努めるなど、文化の発展に貢献した功績まことに顕著であります。

青森県立三沢商業  
高等学校ワープロ部

平成元年創部以来研鑽を重ね、全国高等学校ワープロ競技大会において、平成十八年度及び十九年度と連続して優勝する等商業教育活動の向上発展に貢献し、郷土に名誉と誇りをもたらした功績まことに顕著であります。

杉本 明子

多年保育所所長として児童の保護育成に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

平野 京

多年家庭及び地域社会における児童の健全育成を推進し、地域児童の福祉の向上に努め、また関係団体の要職にあつて、社会福祉の向上に貢献した功績まことに顕著であります。

江利山 良樹

多年保護司として罪を犯した人の改善更生に尽くし、地域社会の浄化に貢献した功績まことに顕著であります。

齋藤 ヨシ

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

舘田 徳治

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民

生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

福士 悦郎

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

三浦 康平

多年民生委員・児童委員として要保護者の援護指導に尽くし、社会福祉の向上、民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

石橋 悦治

多年学校歯科医として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

山谷 敏男

多年学校医として児童生徒の保健管理に尽くし、学校保健衛生の向上発展に貢献した功績まことに顕著であります。

中 美 久里子

多年商工関係団体の要職にあつて、業界の運営指導と活性化に努めるなど、産業経済の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

石澤 善成

多年養鶏関係団体の要職にあつて、県産鶏卵の品質向上と消費拡大に努めるなど、養鶏業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

奥村 衛

多年農村整備建設関係団体の要職にあつて、経営の合理化と施工技術の向上に努めるなど、農村整備建設業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

齋藤 七良

多年りんご関係団体の要職にあつて、地域ぐるみによる病害虫防除作業の効率化に努めりんごの品質向上を図るなど、りんご産業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

古川 大作

多年宅地建物取引業関係団体の要職にあつて、業界の運営指導と活性化に努めるなど、宅地建物取引業の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

奈良 良 恭 助

多年納税貯蓄組合組合長等の要職にあつて、納税思想の普及高揚並びに関連組合の指導育成に貢献した功績まことに顕著であります。

小形 正 儀

多年消防団副団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

櫻田 正 徳

多年消防団副団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

瀧野 泰 士

多年消防団副団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

長谷川 光 治

多年消防団副団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

古家 久 一郎

多年消防団副団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

横岡 亘

多年消防団副団長等として地域住民の生命財産の保護に尽くし、公益と民生の安定に貢献した功績まことに顕著であります。

菅原 敬 一

多年統計調査員として統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

三浦 順 平

多年統計調査員として統計調査業務に精励するとともに、統計思想の普及高揚に尽くし、統計の発達に貢献した功績まことに顕著であります。

小又 喜代志

多年交通安全関係団体の要職にあつて、交通安全思想の普及高揚に努め、交通事故の抑止に貢献した功績まことに顕著であります。

弘前市豊田児童センター  
一輪車クラブ

昭和六十三年全日本一輪車競技大会でのグループ演技部門総合優勝以来、同大会及び国際一輪車競技大会において数多くの優勝を遂げる等、郷土に名誉と誇りをもたらした功績まことに顕著であります。

木村 笑 子

多年弘前市豊田児童センター一輪車クラブ監督として、卓越した指導をもって全国大会及び国際大会において幾度も優勝に導くとともに、一輪車スポーツの普及に努める等、わが国一輪車競技の躍進と体育の振興発展に寄与した功績まことに顕著であります。

坂本 襟

平成十八年世界女子レスリング選手権大会において上位入賞するなど、わが国レスリング競技の躍進と体育の振興発展に寄与した功績まことに顕著であります。

坂本 真喜子

平成十七年世界女子レスリング選手権大会において上位入賞するなど、わが国レスリング競技の躍進と体育の振興発展に寄与した功績まことに顕著であります。

秋山 峰 子

多年点訳奉仕者として視覚障害者への点訳奉仕を続け、社会福祉の向上に貢献した功績まことに顕著であります。

財団法人 大坂 会

平成元年から平成十八年にかけて、青森市内の小・中学校に対して教育用品、教育用機材を寄贈し、教育の振興発展に貢献した功績まことに顕著であります。

三上 忠 孝



代表取締役 野中正人  
 株式会社コメリ  
 3 新潟県新潟市南区清水四五〇一の  
 代表取締役 榎雄一郎  
 三 変更しようとする事項

| 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 区 分  |  | 変更後      | 変更年月日 |
|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--|--|----------|-------|
|                  |                  |                  |                  |                  | 変更前  | 変更後  |          |       |
| 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 三、六六六平方メートル  | 五、六五二平方メートル  | 平成二〇・八・五 |       |
| 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 二〇七台   | 三二六台(位置は、届出書添付図面のとおり)  |          |       |
| 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 一〇〇台   | 一六〇台(位置は、届出書添付図面のとおり)  |          |       |
| 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 二八六平方メートル  | 三九〇平方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)                                     |          |       |
| 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 五九・一四立方メートル  | 八一・五七立方メートル(位置は、届出書添付図面のとおり)                                   |          |       |
| 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | マックスバリュ東北株式会社<br>二十四時間<br>株式会社大創産業、<br>株式会社ツルハ<br>閉店時刻 午前八時<br>閉店時刻 午後九時 | マックスバリュ東北株式会社<br>株式会社大創産業<br>株式会社ツルハ<br>閉店時刻 午前八時<br>閉店時刻 午後八時 |          |       |
| 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | 大規模小売店舗の施設に関する事項 | マックスバリュ棟・ツルハ棟前駐車場  | マックスバリュ棟・ダイソー棟・ツルハ棟前駐車場  |          |       |

|                            |  |
|----------------------------|--|
| 二十四時間                      | 変更なし<br>しまむら棟前駐車場<br>午前九時四十五分から<br>午後八時十五分まで<br>コメリ棟前駐車場<br>午前八時三十分から<br>午後八時三十分まで |
| 四か所                        | 七か所(位置は、届出書添付図面のとおり)   |
| 駐車の自動車の出入口の数及び位置           | マックスバリュ棟・ダイソー棟・ツルハ棟<br>午前六時から午後九時まで  |
| 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | マックスバリュ棟・ダイソー棟・ツルハ棟・コメリ棟<br>午前六時から午後九時まで<br>しまむら棟<br>二十四時間                         |

四 届出年月日

平成十九年十二月四日

五 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び板柳町役場

2 期間

平成十九年十二月十四日から平成二十年四月十四日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、板柳町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十年四月十四日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項



- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、相内地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

平成十九年十二月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第百十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十九年十二月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

|           |           |             |                    |              |
|-----------|-----------|-------------|--------------------|--------------|
| 政治団体の名称   | 代表者<br>氏名 | 会計責任<br>者氏名 | 主たる事務所の所在地         | 届出<br>年月日    |
| 中野渡のりこ後援会 | 川村尚史      | 藤井真希        | 十和田市西四番町二の七        | 平成<br>一九・二・八 |
| 高橋武志後援会   | 木村 功      | 高橋<br>ヒロ子   | 三沢市松園町一丁目一四の<br>一四 | 一九・二・三       |

|         |           |      |                          |        |
|---------|-----------|------|--------------------------|--------|
| 高山浩司後援会 | 中川原<br>一義 | 高山良雄 | 三戸郡五戸町大字豊間内字<br>地藏平一の四一八 | 一九・二・六 |
|---------|-----------|------|--------------------------|--------|

青森県選挙管理委員会告示第百十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十九年十二月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

| 政治団体の<br>名称      | 異動事項 | 自由民主党<br>上町支部   |                           |       |       | 届出<br>年月日    |
|------------------|------|-----------------|---------------------------|-------|-------|--------------|
|                  |      | 主たる事務<br>所の所在地  | 代表者                       | 会計責任者 | 代表者   |              |
| 民主党青森県<br>第2区総支部 | 新    | 十和田市西四番町<br>二の七 | 三戸郡階上町蒼前<br>東四丁目六の三一<br>五 | 加藤 祐  | 烟中 弘實 | 平成<br>一九・二・六 |
| 自由民主党青<br>森県農業支部 | 旧    | 十和田市西十四番<br>町三四 | 三戸郡階上町大字<br>道仏字追立窪九       | 佐京 忠史 | 上野 正蔵 | 一九・二・九       |
| 自由民主党青<br>森県農業支部 | 新    | 十和田市西四番町<br>二の七 | 窪寺 洋志                     | 丸島 仁  | 窪寺 洋志 | 一九・二・三〇      |

政党以外の政治団体

| 政治団体の<br>名称 | 異動事項 | 主たる事務<br>所の所在地  | 届出<br>年月日    |
|-------------|------|-----------------|--------------|
| みことのお会      | 新    | 十和田市西四番町<br>二の七 | 平成<br>一九・二・六 |
| 名           | 旧    | 十和田市西十四番<br>町三四 | 一九・二・三       |

|     |       |       |       |         |
|-----|-------|-------|-------|---------|
| 五月会 | 会計責任者 | 福浦 梅子 | 佐藤 友文 | 一九・二・二六 |
|-----|-------|-------|-------|---------|

青森県選挙管理委員会告示第百十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十九年十二月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

|                 |           |          |
|-----------------|-----------|----------|
| 政治団体の名称         | 解散年月日     | 届出年月日    |
| 自由民主党青森県八戸市第二支部 | 平成一九・二・三〇 | 平成一九・二・八 |

政党以外の政治団体

|           |          |          |
|-----------|----------|----------|
| 政治団体の名称   | 解散年月日    | 届出年月日    |
| 鈴木重令西部後援会 | 平成一九・二・一 | 平成一九・二・七 |
| 長根和夫と歩む会  | 一九・二・一六  | 一九・二・八   |
| 山口昭弘後援会   | 一九・二・三三  | 一九・二・九   |
| 山口昭弘政治研究会 | 一九・二・三三  | 一九・二・九   |
| 小林きみ子後援会  | 一九・二・一六  | 一九・二・一六  |
| 神英博後援会    | 一九・二・三三  | 一九・二・三三  |
| 竹原良徳政策研究会 | 一九・二・二五  | 一九・二・三〇  |

青森県選挙管理委員会告示第百十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年十二月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

|                       |               |                    |                 |                 |              |
|-----------------------|---------------|--------------------|-----------------|-----------------|--------------|
| 届出者の氏名<br>（公職の種類）     | 資金管理団<br>体の名称 | 異動事項               | 新               | 旧               | 届<br>出<br>日  |
| 中野渡 詔子<br>（衆議院議<br>員） | みことの会         | 主たる事<br>務所の所<br>在地 | 十和田市西四<br>番町二の七 | 十和田市西十<br>四番町三四 | 平成<br>一九・二・六 |

青森県選挙管理委員会告示第百十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年十二月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

|                        |               |      |                        |              |
|------------------------|---------------|------|------------------------|--------------|
| 届出者の氏名<br>（公職の種類）      | 資金管理団体の<br>名称 | 代表者  | 主たる事務所の<br>所在地         | 届<br>出<br>日  |
| 山口 昭弘<br>（青森市議会議<br>員） | 山口昭弘政治研<br>究会 | 山口昭弘 | 青森市大字小橋字田<br>川四三       | 平成<br>一九・二・九 |
| 竹原 良徳<br>（倉石村長）        | 竹原良徳政策研<br>究会 | 竹原良徳 | 三戸郡五戸町大字倉<br>石字又重字太田二二 | 一九・二・三〇      |

人事委員会

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月十四日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する規則

人事委員会規則七 三九（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

別表第七の行政職給料表昇格時号給対応表中

|    |
|----|
| 41 |
| 41 |
| 42 |
| 42 |
| 43 |

を

|    |
|----|
| 33 |
| 34 |
| 34 |
| 34 |
| 35 |
| 35 |
| 35 |
| 36 |
| 36 |
| 36 |
| 37 |
| 37 |
| 38 |
| 38 |
| 39 |
| 39 |
| 40 |
| 40 |
| 41 |

に改める。

|    |
|----|
| 34 |
| 34 |
| 35 |
| 35 |
| 36 |
| 36 |
| 37 |
| 37 |
| 38 |
| 38 |
| 39 |
| 39 |
| 40 |
| 40 |
| 40 |

別表第七の海事職給料表昇格時号給対応表中

|    |
|----|
| 25 |
| 26 |
| 26 |
| 26 |
| 27 |
| 27 |
| 27 |
| 28 |
| 28 |
| 28 |
| 28 |
| 29 |

に改める。

|    |
|----|
| 26 |
| 26 |
| 27 |
| 27 |
| 27 |
| 28 |
| 28 |
| 28 |
| 29 |
| 29 |
| 29 |
| 30 |
| 30 |
| 30 |
| 31 |

を

別表第七の教育職給料表（昇格時号給対応表中

|    |
|----|
| 38 |
| 38 |
| 39 |
| 39 |
| 40 |
| 40 |
| 41 |
| 42 |
| 42 |
| 43 |
| 44 |
| 45 |
| 45 |
| 46 |
| 46 |
| 47 |
| 47 |
| 48 |
| 48 |
| 49 |
| 49 |
| 50 |
| 50 |
| 50 |
| 51 |
| 51 |
| 51 |
| 52 |

を

|    |
|----|
| 29 |
| 30 |
| 30 |

|    |
|----|
| 30 |
| 31 |
| 32 |
| 33 |
| 33 |
| 34 |
| 34 |
| 35 |
| 35 |
| 36 |
| 36 |
| 37 |
| 37 |

|    |
|----|
| 50 |
| 50 |
| 51 |
| 51 |

に改める。

別表第七の研究職給料表昇格時号給対応表中

|    |
|----|
| 38 |
| 39 |
| 39 |
| 40 |
| 40 |
| 41 |
| 41 |
| 42 |
| 42 |
| 43 |
| 43 |
| 44 |
| 44 |
| 45 |
| 46 |
| 47 |
| 48 |
| 49 |
| 49 |
| 50 |
| 50 |
| 51 |
| 51 |
| 52 |

を

|    |
|----|
| 29 |
| 30 |
| 30 |
| 31 |
| 31 |
| 32 |
| 32 |

|    |
|----|
| 30 |
| 31 |
| 32 |
| 33 |
| 33 |
| 34 |
| 34 |
| 35 |
| 35 |
| 36 |
| 36 |
| 37 |
| 37 |
| 38 |

める。

別表第七の医療職給料表（昇格時号給対応表中

|    |
|----|
| 47 |
| 47 |
| 48 |
| 48 |
| 48 |
| 49 |
| 49 |
| 50 |
| 50 |
| 51 |
| 51 |
| 52 |

に改める。

|    |
|----|
| 42 |
| 42 |
| 43 |
| 43 |
| 44 |
| 44 |
| 44 |
| 45 |
| 45 |
| 45 |
| 46 |
| 46 |
| 46 |
| 47 |

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の規則七 三九の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭